

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、高田土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和七年七月二十九日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（道路三次元データ計測）

二 測量の地域 香芝市北今市及び北葛城郡王寺町畠田

三 測量の期間 令和七年七月十八日から同年十月三十一日まで